

○五泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略市民検討委員会設置要綱

平成27年5月13日

告示第45号

(設置)

第1条 少子高齢化、人口減少社会の到来により、持続可能な地域社会の構築に向けた新たな取り組みが大きな課題となる中、「住んでよかった、住みたいまち五泉」の実現に向けて、人口減少問題対策を含めた地方創生に関する施策を推進するため、五泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略市民検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 市民検討委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 五泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び改定に関すること。
- (2) 地方人口ビジョンの策定に関すること。
- (3) 総合戦略の施策実施に係る検証に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合戦略及び人口減少問題対策について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、35人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体が推薦する者
- (2) 市長が必要と認めた者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、企画政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年5月13日から施行する。

附 則（令和7年3月17日告示第21号）

この告示は、令和7年3月17日から施行する。

(要綱の廃止)

2 五泉市人口減少問題対策委員会設置要綱（平成26年度五泉市告示第65号）は廃止する。